

子ども家庭福祉の認定資格の取得に係る研修等に関する検討会
ワーキンググループ 第6回 への意見書

花園大学 久保樹里

11月29日のワーキングに出席できませんので、意見書を提出いたします。

○認定資格の対象について

今回の議題ではありませんが、前々回のワーキングにおいて、認定資格の対象を「門戸を広くするのか」もしくは「先に子ども福祉に従事している人の専門性を高めるのか」についての議論がありました。その後、数か所の子ども家庭福祉現場の児相・市町村子ども相談主管課の方々にお話を聞いてみましたところ、まず他分野の福祉専門職にもより子ども家庭福祉についての理解を深めてほしいという意向の方が多い状況がありました。多機関が関わる事例において、子どもについての認識の隔たりが協働を妨げることがあるからということでした。今回の研修・認定資格取得においては、まずは門戸を広くし、多くの方に子ども家庭福祉の基本的な知識を身に付けていただき、多機関連携が効果的に行われたり、子ども家庭福祉分野で働きたいという人が増えることにつながればと考えます。

○講義科目の免除について

「他の研修において特定の科目を履修した者については、一部の科目の受講を免除」という案が出ています。また児相現場の方にお話を聞くと、法定研修以外に職員の育成のための育成計画をたてている児相がかなりあることがわかりました。(次回、了承を得られれば、いくつかの児相の職員育成の計画提出いたします) ここには、法定研修が現場状況に合わなくなっており、その内容だけでは変化する子ども家庭福祉分野の支援には足りないという状況に対応しようとする現場の工夫があります。他分野でも子ども家庭福祉分野よりアセスメントプランニング・モニタリングなどのソーシャルワークが実践されている現場が数多くあります。しかしながら、研修の機会がなかなかない現場もあります。

今回、子ども家庭福祉ではない他分野の実践者の方たちと子ども家庭福祉実践者が共に学ぶことは両者にとって、知識や技術を高める有意義な機会になると期待しています。

しかし、一部の受講者は講義科目免除され、その講義とセットになる演習は受講するとなると、演習の学びの深化が阻害されないかと危惧するところがあります。この認定資格のミッションを踏まえると、裾野拡大も重要ですが、専門性の向上が求められます。そのために実践的な力を身に付けるための演習を重視しています。子ども家庭福祉の事例を用いて演習を行うとき、受講者間での子ども家庭福祉の実情に関する理解度のバラつきを整え、よりよい学びにつながるよう演習に臨む準備性を確保することが重要と考えます。また、人によって免除になる講義科目を受講した時期は異なっており、知識のアップデートが大切です。そこを免除することはせっかくの学びの機会を手放すことにならないだろうかと考えますので、理解度の確認が重要となると思います。

○資料4 「ソーシャルワークに係る研修の受講方法等について」－（見学実習の在り方）

米国や英国のソーシャルワーカー養成では、講義と実践現場での継続的な長期間の実習を組み合わせ、講義で学んだ知識を実際の事例対応にどのように結びつけるかについて現場の指導者とともにチューター役割の教員が寄り添って、学びを深めていく仕組みが確立しています。現場に身を置きながら、自分のなかに起こってくる戸惑い、感情なども扱います。まさに自分というものを知って、対象者に向き合うことを学びます。また、コースを受講するにあたり、米国では学費の助成、英国では職場からの派遣などの工夫もあります。

専門性を高めるためには、このような養成のための仕組みが必要だと思えます。しかし、日本の状況を考えると、そこに至るにはさまざまな課題があります。

そのひとつとして、ソーシャルワークに係る研修のなかの見学実習について、現場の実践者にカンファレンスや要対協の実務者会議などの見学が可能かについて尋ねてみたところ、非常にセンシティブな個人情報を扱っているため、かなり難しいという回答が大半でした。そのため、現実的に考えると、見学実習にカンファレンス見学を必須とするのは難しいのではないかと考えます。この状況を超えるためには、厚生労働省からカンファレンスなどを見学することの重要性やガイドラインを現場に示していただく必要があると思えます。

今回は実現したい目的のための方向性の方を重視し、カンファレンス同席を必須とするのではなく、現実的に可能なところを探り、見直しの際に再考することも可能ではないかと考えます。

○その他：効果検証と認定資格が活きる現場づくり

認定資格は、子ども家庭福祉ソーシャルワーカーの基礎をつくるものだと考えると、現実的に可能なところからはじめることはやむを得ないところがありますが、令和6年以降、効果検証について論議し、上記の見学実習の在り方だけでなく、この認定資格の効果について、よりよい支援提供につながっているのかを検証し、修正をしていく必要があると思えます。

そのためには、2、3年で多くの職員が異動するという自治体の子ども家庭福祉分野の状況は深刻な課題です。検証しようとするすでに職員が異動しているという事態になりかねません。一定の経験年数は専門性を高めるために必須だと考えます。

2年で異動が自治体のルールであるところもあれば、それ以上の年数だと職員がもたないという厳しい現場状況も聞こえてきます。資格は取りたくても、忙しいので、受講しづらいという声も聞こえます。認定資格が本当に活きるためには、この現場状況の改善が合わせて行われることが必要です。

○その他：継続研修の必要性

資格は取得して終わりではなく、そこからがスタートです。子ども家庭福祉は変化が激しい分野でもあるため、継続的な学びが必須です。資格を取得してからも、学び続け、それが現場での実践に活かされ、子どもとその家族に対してより良質な支援を提供することにつながっていくことが重要です。その仕組みづくりも併せて必要だと思えます。